

地方自治法第199条第4項の規定により、令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表する。

令和5年12月25日

福岡地区水道企業団

監査委員 大森 一馬

監査委員 松山 力弥

第1 監査の対象

1 事務監査

○ 対象期間

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 総務課 | 令和4年9月1日から令和5年9月1日まで |
| (2) 財務課 | 令和4年9月1日から令和5年9月8日まで |
| (3) 計画調整課 | 令和4年9月1日から令和5年9月15日まで |
| (4) 施設課 | 令和4年9月1日から令和5年9月29日まで |
| (5) 牛頸浄水場 | 令和4年10月1日から令和5年10月6日まで |
| (6) 水質センター | 令和4年10月1日から令和5年10月13日まで |
| (7) 海水淡水化センター | 令和4年10月1日から令和5年10月20日まで |

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の財務に関する事務の執行及び業務の運営

2 工事等監査

○ 対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

○ 監査対象 福岡地区水道企業団の工事等（修繕費、請負工事費及び委託料）

第2 監査の方法

監査は、前記の監査の対象が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

第3 監査の期日

1 事務監査 令和5年8月31日から同年11月3日まで

2 工事等監査 令和5年8月7日から同年11月3日まで

第4 監査の結果

1 事務監査 特に指摘する事項はなかった。

2 工事等監査 特に指摘する事項はなかった。

むすび

監査の結果は、おおむね良好と認められた。